

7 三重県廃棄物処理計画（最終案）について

1 策定の趣旨と経緯

廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定により、国の基本方針や社会情勢をふまえ、県内の廃棄物の現状や課題に対応した廃棄物の減量や処理に関し策定するものです。

本計画については、平成27年2月3日に三重県知事から三重県環境審議会に諮問し、同審議会廃棄物処理計画部会で5回の審議等を経て、平成28年1月28日に同審議会から答申があり、今回、最終案としてとりまとめたものです。

2 パブリックコメント等の状況

中間案についてパブリックコメント、市町及び関係団体への意見照会を行った結果、19件のご意見をいただきました。その概要は別紙1のとおりです。

3 最終案の概要

最終案の概要については別紙2に、詳細は別冊7にまとめました。

（1）基本理念

廃棄物の3Rと適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざします。

（2）取組方向

本計画では、3つの取組方向を設定し施策を推進していきます。

- ① ごみゼロ社会の実現
- ② 産業廃棄物の3Rの推進
- ③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

また、計画期間内に特に注力すべき個別課題について、重点的に取り組みます。

4 今後の予定

本計画については、平成28年3月中に策定することとしています。今後、さまざまな主体との連携のもと、目標達成に向け進捗を点検・評価し、廃棄物の3Rや適正処理に関し施策を総合的に推進していきます。

三重県廃棄物処理計画中間案に対するパブリックコメント等について

1 意見募集期間

パブリックコメント	平成27年10月23日～平成27年11月24日
市町への意見照会	平成27年10月20日～平成27年11月19日
関係団体への意見照会	平成27年10月20日～平成27年11月19日

2 意見募集結果

(1) 意見数

パブリック コメント	市 町	関係団体	合 計
3 件	7 件	9 件	19 件

(2) 内 容

内 容	件 数
目標に関する意見	4 件
施策や取組に関する意見	4 件
各主体の役割に関する意見	1 件
記載や資料に関する意見	10 件
合計	19 件

(3) 意見への対応

対応内容	件 数
最終案へ反映	8 件
最終案へ一部反映	1 件
既に反映済み	2 件
最終案への反映は困難	8 件
合計	19 件

(4) 主な意見の概要

番号	主体	頁	意見の概要	対応	意見に対する考え方
1	市町	47	紙使用量の減少や、小売店等による資源回収が活性化し、市町での回収量が減少している中、資源化率の目標設定に疑問がある。	一部反映	資源化率の目標値は、市町の計画や国の基本方針を踏まえ設定したものです。今後、多様な主体による資源回収が一層進み、社会全体で資源化を進めることができることから、その旨を追記しました。
2	関係団体	52	産業廃棄物の3Rの推進について、再生利用率の向上に重点をおいた目標にした方が望ましい。	反映は困難	産業廃棄物の種類ごとの再生利用率を高めていくことを目指し、目標を設定しています。
3	個人	61	優良処理業者認定制度について、行政や関係団体等が一丸となり取組を推進していただきたい。	既に反映済み	優良認定処理業者の育成について、重点課題として数値目標を設定し、関係団体と連携し取り組んでいくこととしています。
4	関係団体	61	重点課題5の目標項目である不法投棄の発生件数について、100t以上の規模を対象とするのではなく、もっと低くするべき。	反映は困難	不法投棄については、早期発見・早期対応が重要であり、反復継続による規模拡大を防止するため 100 tと設定しています。
5	市町	69	市町に対し、一般廃棄物に関する研修を行うなど支援をお願いする。	反映	県が市町に対する技術的支援を行うことが明確になるよう修正しました。

三重県廃棄物処理計画 取組方向及び目標値

別紙2

10年後のめざす姿

基本理念
○ 3Rや適正処理の一層の取組
○ 環境の保全と安全・安心の確保
○ 貴重な資源やエネルギー源としての一層の活用
○ 「協創」による地域循環の形成
循環の質に着目 低炭素社会及び自然共生社会の形成 循環型社会の定着を実感

10年後のめざすべき姿
天然資源の使用抑制 環境負荷の低減

家庭 물을大切にする気持ちや環境を考え行動することが浸透しています。
事業者 長く使える環境に優しい良質な製品やサービスを提供するとともに、廃棄物の発生・排出を極力抑制し、排出された廃棄物を貴重な資源として最大限有効利用する意識と行動が浸透し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が行われています。
廃棄物処理の現場 県内の全ての地域で、環境負荷が低減され安全・安心が確保された質の高い循環を行うための体制が整備されています。
大規模災害への備え 東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制が整備されています。

5年間の取組方向

ごみゼロ社会の実現	目標項目	現状(H25年度)	目標値(H32年度)	施策	重点課題
ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、循環の質に着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。	1人1日あたりのごみ排出量※災害廃棄物の量を除く	986g／人日	936g／人日	発生・排出抑制の促進 多様な主体と「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」の定着等に取り組み、家庭系ごみと事業系ごみの減量化を進めます。	計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。
	資源化率	30.4%	33.3%	循環的利用（リサイクル）の促進 各種リサイクル法の促進に加え、枯済政資源の有効利用、地域内での循環など、質の高い循環の形成に向けた取組を促進します。	1 使用済小型電子機器等の回収 枯渉性資源の有効活用の観点から使用済小型電子機器の再資源化の取組を促進します。
	最終処分量	50千t	30千t	未利用エネルギーの有効活用の促進 ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進します。	2 未利用エネルギーの有効活用 廃棄物のもつ未利用エネルギーの有効活用を進めます。
				公正で効率的なごみ処理システムの構築 廃棄物会計やごみ処理カルテなどを活用し、公正で効率的なごみ処理システムの構築を進めます。	3 優良認定処理業者の育成 廃棄物処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者について、育成と普及について取り組みます。
産業廃棄物の3Rの推進	目標項目	現状(H25年度)	目標値(H32年度)	施策	目標項目
産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特性に応じて一層有効活用されることをめざします。	排出量	8,505千t	7,920千t	発生・排出抑制の推進 排出事業者の自主的な取組や環境配慮設計された製品等の研究開発の推進、産業廃棄物税の活用等により産業廃棄物の発生・排出抑制を進めます。	現状(H25年度)
	再生利用率	43.0%	43.6%	循環的利用の推進 認定リサイクル製品の利用推進や使用済製品の自主回収ルートの構築等の再生利用の取組を推進するとともに、再使用、未利用エネルギーの回収を促進します。	目標値(H32年度)
	最終処分量	258千t	234千t	※過去の不法投棄等不適正処理の是正に係る最終処分量を除く	ごみの未利用エネルギー回収量
					1,147MJ/t 1,491MJ/t
廃棄物処理の安全・安心の確保	目標項目	現状(H25年度)	目標値(H32年度)	施策	目標項目
廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されることをめざします。	電子マニフェストの活用率	34.1%	60.0%	廃棄物の適正処理と透明性の確保 電子マニフェストの活用、優良認定処理業者の育成、処理状況の公開等により、多様な主体と産業廃棄物の適正処理と透明性の確保に取り組むとともに、PCB廃棄物の早期処理を推進します。	現状(H25年度)
	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	83.9% (H26実績)	100%	産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止と早期発見に向け、監視指導の強化に取り組み、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。	目標値(H32年度)
	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	25.0% (H26実績)	100%	産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進 過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、行政代執行により着実に環境修復を進めます。	PCB廃棄物の適正処分率
	大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数	4市町	29市町	災害廃棄物の処理体制の整備 大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための体制を整備します。	一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数

8 産業廃棄物の不適正処理事案について

1 概要

産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案について、県民の安全・安心を確保するため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下、「産廃特措法」という。）による国の財政的支援を得て恒久対策を実施しています。

産廃特措法の期限である平成34年度までに完了するよう、着実に工事を実施していきます。

2 各事案の進捗状況等

（1）四日市市大矢知・平津事業

本年度は、処分場天端部への進入路の設置工事を引き続き実施するとともに、法面の緑化工事（厚層基材吹付工）を一部実施しました。また、中溜池側および西水路側の用地測量を実施し、中溜池側については用地取得等の手続きを進めました。

平成28年度は、中溜池側の調整池及び管理用道路等の設置工事を実施するとともに、西水路側については、引き続き用地測量を実施し、用地取得等の手続き完了後に調整池等の設置工事を進めます。

（2）桑名市源十郎新田事業

本年度は、鋼矢板の設置工事を引き続き実施するとともに、汚染源域および低水護岸部の掘削・処理、ならびに集油管等によるP C Bを含む廃油の回収・処理を実施しました。

平成28年度は、引き続き、一部区域（高水敷部内護岸部）の掘削・処理、および集油管等による廃油の回収・処理を実施します。また、後期工事における旧処分場の対策等について、専門家の意見を聴きながら具体的な工法を決定したうえで、産廃特措法に基づく実施計画変更の手続きを行います。

（3）桑名市五反田事業

本年度は、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事および廃棄物等を掘削・除去する区域の土留工事を実施するとともに、当該工事から発生した廃棄物等の処理を実施しました。

平成28年度は、引き続き、周辺環境対策に留意し、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事および廃棄物等の掘削・除去の工事を実施するとともに、廃棄物等の処理を実施します。

(4) 四日市市内山事案

本年度は、天端部および南側法面部の整形覆土工事を実施するとともに、発生した廃棄物の処理を実施しました。整形覆土工事において掘削した廃棄物の性状は、当初の想定と異なり選別処理費用が増加することから、本年2月に産廃特措法に基づく増額にかかる実施計画変更の手続きを行っています。

平成28年度は、環境大臣の同意を得られた後、速やかに新たな工事の発注手続きを行い、西側部の整形覆土工事を実施するとともに、発生する廃棄物の処理を実施します。

産廃特措法対象の4事案の概要

1 四日市市大矢知・平津事業

【事業の概要】

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて埋立を行ったため、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事業です。

【恒久対策の概要】

雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあるため、覆土及び排水対策等を実施します。



【本年度の取組】

処分場天端部への進入路の設置工事を引き続き実施するとともに、法面の緑化工事（厚層基材吹付工）を一部実施しました。

また、中溜池側および西水路側の用地測量を実施し、中溜池側については用地取得等の手続きを進めました。

【現場の状況】

処分場入口側の法面緑化工事の状況



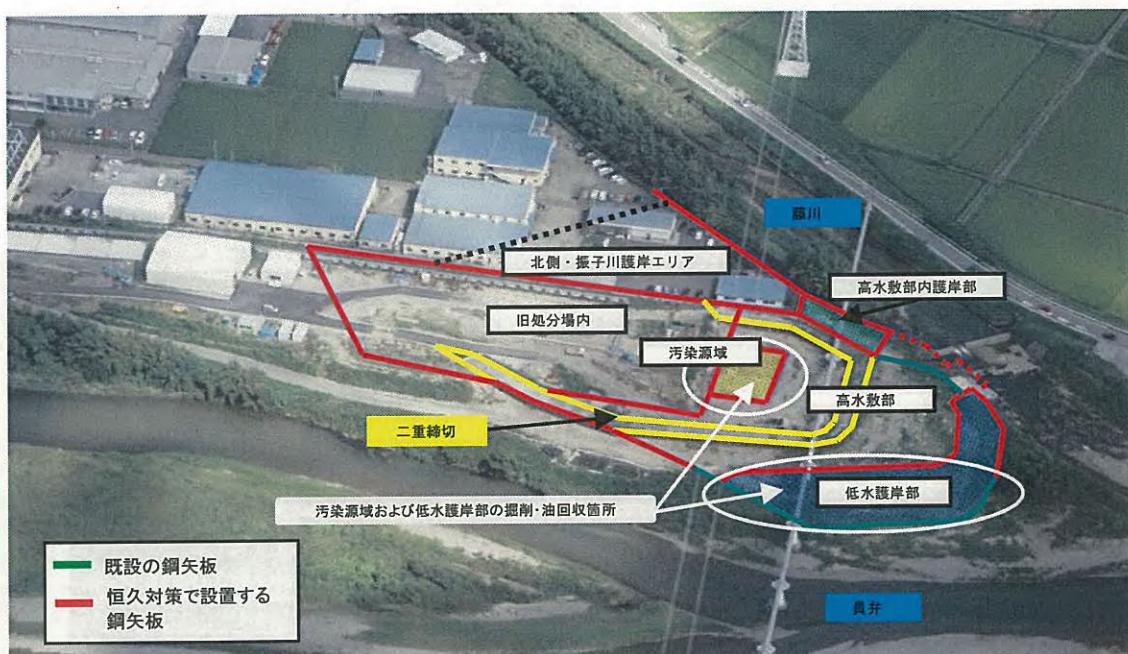
2 桑名市源十郎新田事案

【事案の概要】

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所の地中から回収した廃油にP C B等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

【恒久対策の概要】

P C B等を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。



【本年度の取組】

鋼矢板の設置工事を引き続き実施するとともに、汚染源域および低水護岸部の掘削・処理、ならびに集油管等によるP C Bを含む廃油の回収・処理を実施しました。

【現場の状況】

低水護岸部の掘削および廃油の回収状況



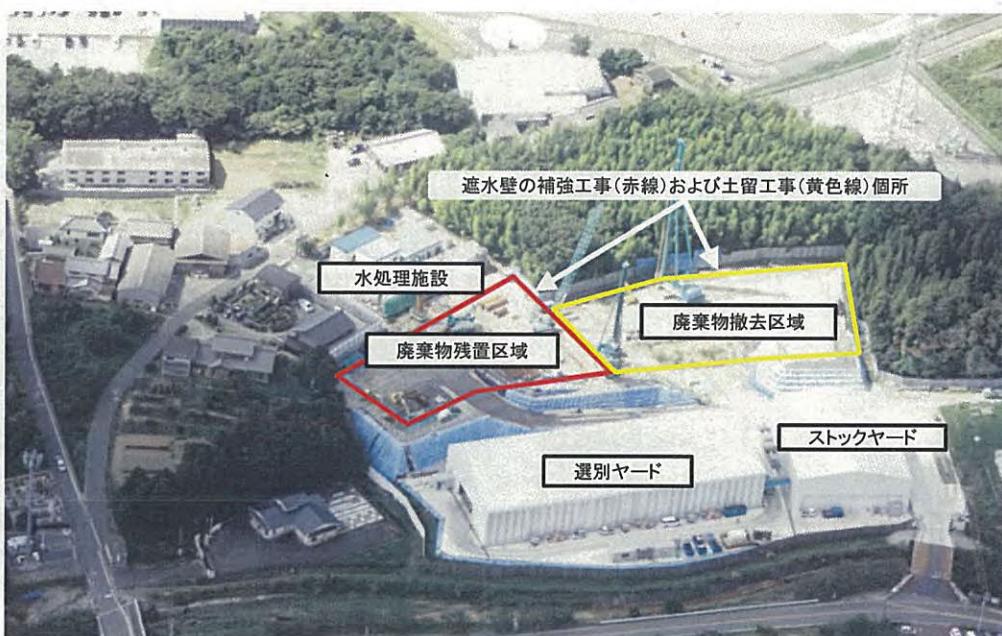
3 桑名市五反田事案

【事業の概要】

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等がVOC（揮発性有機化合物）により汚染されていることが判明したため、平成13年度に行政代執行に着手しましたが、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明した事案です。

【恒久対策の概要】

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施します。



【本年度の取組】

廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事および廃棄物等を掘削・除去する区域の土留工事を実施するとともに、当該工事から発生した廃棄物等の処理を実施しました。

【現場の状況】

遮水壁の補強工事および土留工事の状況



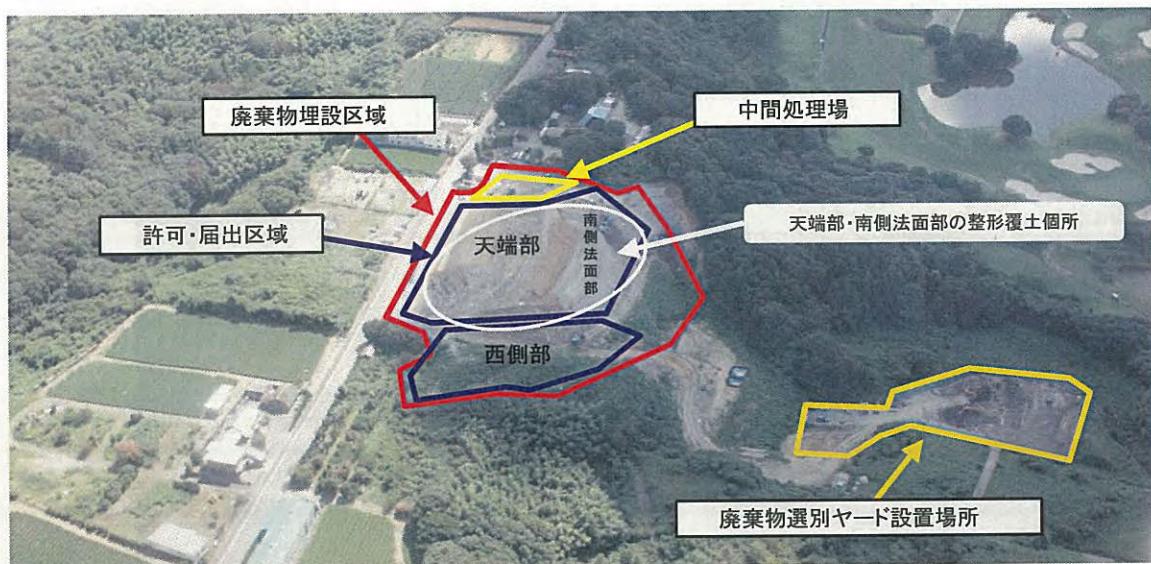
4 四日市市内山事案

【事業の概要】

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、平成元年から11年までの間に、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われたため、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

【恒久対策の概要】

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施します。



【本年度の取組】

天端部および南側法面部の整形覆土工事を実施するとともに、発生した廃棄物の処理を実施しました。

【現場の状況】

南側法面部の整形覆土工事の状況



9 包括外部監査結果に対する対応について（環境生活部関係）

1 平成27年度包括外部監査結果・対応方針等

(1) 実施テーマ

外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(2) 監査結果

環境生活部関係では、監査の結果、1団体において8件の指摘と10件の意見がありました。その対応方針は別添1のとおりです。

今後は、対応方針等に基づき、改善に努めるとともに、その対応結果については、平成29年定例会2月定例月会議の常任委員会において報告いたします。

【団体名】 公益財団法人三重県文化振興事業団

指摘

- (1) 貸館に係る営利宣伝目的、その他の判断基準について【IV-1】
- (2) 飲食施設の客席部分の係る利用について【IV-2】
- (3) 備品の管理について【IV-7】
- (4) 所有権移転外のファイナンス・リース取引について【IV-8】
- (5) 予算の流用について【IV-12】
- (6) 業務システムに係るパスワード方針の整備について【IV-14】
- (7) 業務システムユーザーIDの共有について【IV-15】
- (8) 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について【IV-17】

意見

- (1) 委託業務における随意契約理由について【IV-3】
- (2) ライフサイクルコストを考慮した業者選定について【IV-4】
- (3) 領収書の管理について【IV-5】
- (4) 災害対策用の備蓄品の管理について【IV-6】
- (5) 光熱水費の削減について【IV-9】
- (6) ホームページにおける情報の開示について【IV-10】
- (7) 理事会における理事の出席状況について【IV-11】
- (8) 特定資産に係る要領の整備について【IV-13】
- (9) ソフトウェアのインストール権限について【IV-16】
- (10) 個人情報等を保持した機器の廃棄について【IV-18】

【参考】

1 指摘

・監査の結果、法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されるもの。

2 意見

・監査の結果、「指摘」には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの。

2 平成26年度包括外部監査結果に対する対応結果について

(1) 実施テーマ

外部委託に関する事務の執行について

(2) 監査結果

環境生活部関係では、監査の結果、10の委託業務において1件の指摘と延べ13件の意見があり、その対応結果は別添2のとおりです。

① 環境生活総務課

ア) 三重県環境総合情報システム（行政事務処理システム）再構築業務委託

- ・ 入札参加者への入札結果の通知について【1-① 意見】

② 地球温暖化対策課

ア) 三重県地球温暖化防止活動推進員活動支援事業業務委託

- ・ 委託業務の効果測定について【2-① 意見】

イ) M-EMS 審査員維持研修・普及啓発業務委託

- ・ 委託業務の効果測定について【3-① 意見】

③ 多文化共生課

ア) 平成25年度三重県留学生等支援事業業務委託

- ・ 委託先で発生する費用の検証について【4-① 意見】

イ) 平成25年度多言語行政生活情報提供事業業務委託

- ・ 三重県情報提供ホームページの仕様について【5-① 意見】

- ・ 委託先の選定方法について【5-② 指摘】

ウ) 平成25年度外国人住民総合ヘルプデスク事業業務委託

- ・ 委託先で発生する費用の検証について【6-① 意見】

エ) 平成25年度日本語教師受入事業業務委託

- ・ 委託先で発生する費用の検証について【7-① 意見】

- ・ 事業の効果について【7-② 意見】

④ 三重県総合博物館

(3) 新県立博物館情報システム構築及び運用保守業務委託

- ・ 入札辞退の理由について【8-① 意見】

- ・ サービスレベルアグリーメント協定の締結について【8-② 意見】

(4) 新三重県立博物館警備業務委託

- ・ 委託業務完了報告書のサイン・押印について【9-① 意見】

(5) 新三重県立博物館展示製作及び施工業務委託

- ・ 予定価格の設定にかかる積算について【10-① 意見】

- ・ 予定価格における管理費等の積算について【10-② 意見】

平成 27 年度 包括外部監査結果に対する対応方針

別添 1

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
IV 公益財団法人三重県文化振興事業団		
1. 貸館に係る営利宣伝目的、その他の判断基準について（指摘）	<p>総合文化センターの貸館については、営利・宣伝目的、その他の利用目的により料金に差を設けている。営利・宣伝目的、その他の判断について、文化振興事業団では内規を設けており、公益法人が使用する場合には基本的に営利宣伝目的に該当しないものとしている。</p> <p>しかしながら、当該内規は平成 16 年に施行されたものであり、一般・公益の区別なく、財団法人・社団法人が公益法人に分類されているので、内規を平成 20 年の公益法人制度改革を反映して改訂し、一般財団・社団法人については、利用目的を十分検討したうえで、営利宣伝目的・その他の判定を行う必要がある。</p>	<p>(三重県文化振興事業団)</p> <p>平成 27 年度中に内規を改正して、平成 28 年 4 月から運用していく予定です。</p>
2. 飲食施設の客席部分に係る利用について（指摘）	<p>総合文化センターでは、来館者へのサービス向上を目的として飲食施設を設け、外部業者に運営業務を委託している。運営委託の内容は、①厨房等設備は県が保有し、②委託業者が売上を直接得るとともに材料費、人件費その他の経費を負担し、③文化振興事業団は、「飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所」として、使用面積 1 m²当たり一年間につき 39,600 円の使用料を得ている。</p> <p>この使用料は、条例に基づき定められているが、現状では、厨房、事務スペースの面積のみを含めており、客席部分の面積は含めていない。</p> <p>しかしながら、現状では客席部分を当該飲食施設の利用客以外が利用できることが明示されていないので、当該飲食施設の利用客以外が利用できることを明示する必要がある。</p>	<p>(三重県文化振興事業団)</p> <p>指摘をふまえ、平成 28 年 2 月 26 日付けで当該飲食施設の利用客以外が利用できることを明示しました。</p>

3. 委託業務における随意契約理由について（意見）

・三重県総合センター舞台操作委託

- A 協同組合を選定業者として随意契約を締結しているが、その随意契約理由は、
- ①総合センターのホール等の照明・舞台・音響機器は大規模であり、これらの操作について県内業者では職員数も少なく小規模であることから単独業者に委託することは困難である。
- ②上記組合は県内舞台業者が組織する事業協同組合であり、高い技術力と豊富な経験を有する人材が在籍するため総合センターの舞台操作にも十分対応が可能のこと。
 としているが、今後、中長期的な課題として、県外同規模会館等からの情報収集を踏まえ、競争入札の方法によることも検討されたい。

・三重県総合センター警備業務委託

- B 株式会社を選定業者として随意契約を締結しているが、その随意契約理由は、総合センターは機械警備を取り入れており、その警備システムは選定業者独自のシステムであり、文化振興事業団がこのシステムをリースしており、もし業者を変更するのであれば責任区分の明確化から機械警備も一式変更することが通常例で巨額の初期投資が必要となることとしている。

当該随意契約理由は正当なものと判断されるが、現行契約は①建物施設常駐警備費 35 百万円と②機械警備保守点検費 1 百万円に必要な管理費を含めた 1 年契約である。長期継続契約とすれば、業者にとっては複数年継続して収入を確保できるメリットがあり、文化振興事業団にとってもより経済的な契約を締結できる可能性がある。文化振興事業団の財政的なメリットも勘案し、可能な限り効率性を追求するのが望ましい。

・三重県総合センター受付案内等業務委託

- C 株式会社を選定業者として随意契約を締結しているが、その随意契約理由は、
- ①受付案内等業務は来館者に応接する業務であり、総合センターの各事業に密接に関係し専門的な知識が必要である。
- ②委託業者を変更すると、委託職員が一定水準になるまで総合センター側の指導訓練業務が必要となる。
- ③平成 12 年度の入札において他社と比べて大幅に安価な入札結果であり、職員のレベルも一定水準に達しており、その業務履行実績は良好である。
- ④入札を行った時期から相当年数が経過しているため、業界実勢価格と平成 25 年度契約金額の検証を行うため、同様の業務を扱う業者から見積書を微取した結果、他社に比べて現在の委託業者の委託金額は安価であった。
- としている。

(三重県文化振興事業団)

<舞台操作委託>

中長期的な課題として、まずは県外同規模会館等からの情報収集を行っていきます。

三重県文化振興事業団
環境生活部

<警備業務委託>

長期継続契約によるメリットがあるのか否かを検証し、契約期間を決定していきます。

<受付案内等業務委託>

中長期的な課題として、最善の契約方法を検討していきます。

上記の理由だけでは競争入札でなく随意契約による正当な理由とはいえないが、この他の理由として、複合施設として、来館者の複雑な要望に対応する応接態度や、チケットセンターにおけるチケット手配に関する複数のシステムへの習熟が必要とされることから、委託業者の交替により、サービス提供レベルの低下が懸念されることであった。

以上の理由があるため、随意契約によることも一定の合理性があると認められるが、今後、中長期的な課題として、競争入札等、文化振興事業団として最善の方法について検討されたい。

4. ライフサイクルコストを考慮した業者選定について（意見）

3. において記載した三重県総合文化センター警備業務委託における機械警備システムであるが、導入後長期間経過しており、将来的に更新について検討する時期が迫っている。

当該委託業務における業者選定に際しては、先にシステム構築業者を選定し、後に保守・運用の業者を選定した場合、保守・運用の業者の選定に際し、システム構築業者が有利な立場となり、そのまま保守・運用業務においても選定され続ける可能性が高くなる。その場合、構築と運用の合計額が最も経済的になるとは限らない。

このため、将来的なシステムの更新の際には、ライフサイクルコストを考慮して、構築・運用を一体として業者選定を行うことで、より経済的な選定に留意することが望ましい。

（三重県文化振興事業団）（環境生活部）

機械警備システムの再構築の際には、ライフサイクルコストを考慮して、構築と運用を一体として業者選定を行うなど、より経済的な選定に留意します。

三重県文化振興事業団
環境生活部

5. 領収書の管理について（意見）

現在、事業団では6か所で指定の領収書を使用している。未使用の領収書綴りは総務部で一括保管されており、払出及び使用済綴りの回収状況は総務部で作成されている領収書の管理一覧表に記録されているが、返却欄が空欄のままになっているものが多数認められたので、領収書の使用にあたっては、厳重な管理を行うべきである。

今後は、新しい綴りは使用済の綴りと引換えに払い出すようにし、長期間使用中のものは使用している部署に問い合わせる等の対応が望ましい。

（三重県文化振興事業団）

意見をふまえ、平成27年8月6日に使用済領収書を回収しました。また、新しい綴りの払出は、使用済の綴りと引換えにするなど、領収書綴りの管理办法を改善しました。

三重県文化振興事業団
環境生活部

6. 災害対策用の備蓄品の管理について（意見）

総合文化センターは津市によって災害時の避難場所に指定されていることから、津市の災害用備蓄品に加えて、事業団独自で災害時に利用可能な備蓄品（飲料水、食糧）を保有しているが、備蓄品の残高が明確ではないので、確実に保管されていることを確認するため、備蓄品のリストを作成したうえで、定期的に棚卸しを行なうことが望ましい。

（三重県文化振興事業団）

意見をふまえ、平成28年2月21日に備蓄品のリストを作成しました。今後は、四半期ごとに棚卸しを行います。

三重県文化振興事業団
環境生活部

7. 備品の管理について（指摘）

総合文化センターの全ての設備、備品は県が所有し、事業団はその管理を実施している。事業団は、平成23年度に備品全数の棚卸しを実施し、その結果に基づいて備品管理台帳補助簿を整備した。現在当該補助簿と手順書に基づいて備品管理を実施しているが、備品の管理全般に関する明確な内規を有していない。文化振興事業団は多数の備品を管理しており、備品の購入、処分も実施しているため、管理責任を明確化し、管理事務手続を確立するため、適切な内規を整備する必要がある。

（三重県文化振興事業団）

平成27年度中に、棚卸の時期、手順等を定めた内規を整備して、平成28年4月から運用していきます。

三重県文化振興事業団
環境生活部

また、備品管理上重要である棚卸しについては、①取得価額が100万円以上のものは毎年棚卸しを実施する②指定管理期間5年のうちで全数を棚卸しするという方針を有しているということであるが、内規を整備し、時期・手順等を明確に定める必要がある。なお、棚卸しの頻度については、全備品を対象として毎年実施することが望ましいが、取得価額、性質(移動が容易なもの等)を考慮し可能な限り広い範囲で実施することが必要である。

8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について（指摘）

事業団は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について、貸借対照表を採用している。

日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」によると、平成20年4月1日以後開始する事業年度からは、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。

事業団においては、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引が2件ある。

この場合、貸借対照表上にリース資産及びリース債務を計上するとともに、リース期間にわたって減価償却を行う必要がある。

(三重県文化振興事業団)

「公益法人会計基準に関する実務指針」（平成20年10月7日改正）に基づき、平成27年度会計処理において改善して、適正に処理します。

三重県文化振興事業団
環境生活部

9. 光热水費の削減について（意見）

事業団においては、電力使用量を日次で把握し、光热水費の削減に努めているとのことであり、事業団のコスト削減に向けた努力を高く評価したい。

しかしながら、電力の調達単価が上昇したことにより、光热水費は増加傾向にあるため、より一層のコスト削減が望まれるところである。県と事業団は、他自治体の文化施設等の事例を調査し、電力費のより一層の削減について検討することが望ましい。

(三重県文化振興事業団)

電力使用量を日次で把握するなど、引き続き光热水費の削減に取り組みます。また、県外同規模会館等からの情報収集を行っていきます。

(環境生活部)

文化振興事業団に対して、引き続き光热水費の削減に努めるよう要請していきます。

なお、総合文化センターについては、大規模改修等を行う際に、他自治体の文化施設などの事例を参考に検討していきたいと考えています。

三重県文化振興事業団
環境生活部

10. ホームページにおける情報の開示について（意見）

事業団のホームページでは、財務関連について5年分の収益と費用が開示されているのみで、貸借対照表、財産目録、財務諸表に関する注記等の情報は開示されていない。また、費用については管理費と事業費の合計額が記載されているのみであるので、積極的な情報開示に努めることが望まれる。

(三重県文化振興事業団)

意見をふまえ、平成28年2月21日に貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、財務諸表に対する注記をホームページ上に掲載しました。

今後とも、公益法人として、積極的な情報開示に努めます。

三重県文化振興事業団
環境生活部

<p>11. 理事会における理事の出席状況について（意見）</p> <p>理事会は理事 10 名定数で構成されており、平成 26 年度の理事会における理事の出席者数は、第 1 回：7 名、第 2 回：7 名、第 3 回 7 名である。</p> <p>理事会は、自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。</p> <p>このため、定足数を満たすだけでなく、できるだけ出席の機会を確保できるように努力されることが望ましい。</p> <p>(三重県文化振興事業団) 理事が理事会に出席して、意見を述べる機会が確保できるよう努めています。</p> <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p>
<p>12. 予算の流用について（指摘）</p> <p>「事業団会計規則」によれば、「予算を流用しようとするときは、流用計算書に基づき理事長の承認を得なければならない。」とされている。補正予算と決算を比較すると、決算額が補正予算額を上回っている項目が散見されるため、予算の流用が実務上行われていることになるが、その承認過程が決裁文書として残されていないとのことであった。会計規則にしたがって予算の流用を適時に行い、その承認過程を決裁文書で残しておくことが必要である。</p> <p>なお、予算の流用については副理事長が専決権限を有しているが、金額等に応じて決裁権限を適切に委譲し、適時に承認を行うことができる体制を構築することが望ましい。</p> <p>(三重県文化振興事業団) 予算の流用を行う際には、会計規則に基づき、承認文書の保管も含め、より適切に処理していきます。なお、予算流用等に係る決裁区分については、事務が繁雑とならないよう必要な見直しを検討していきます。</p> <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p>
<p>13. 特定資産に係る要領の整備について（意見）</p> <p>平成 26 年度決算において特定資産として退職給付引当資産 56,366 千円が貸借対照表に計上されている。</p> <p>特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人 会計基準に関する実務指針（その 2）」では、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を定めることが望ましいとされているが、事業団においては取扱要領が定められていない。</p> <p>特定資産は金額的に重要となる場合が多いため、その積立や取崩が恣意的に行われることのないよう、取扱要領を定め、特定資産の取扱いを明確にしておくことが望ましい。</p> <p>(三重県文化振興事業団) 「公益法人会計基準に関する実務指針」（平成 20 年 10 月 7 日改正）に基づき、平成 27 年度中に特定資産に係る要領を整備します。</p> <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p>
<p>14. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘）</p> <p>事業団で利用されているチケット管理システムなどの業務システム利用時には、いずれもユーザー ID 及びパスワードによるアクセス認証が行われており、システム利用者の異動・離職等の際には、システム利用者内で共有されているパスワードについてはパスワードを変更する、各個人でユーザー ID 及びパスワードを所持しているシステムについては異動者・離職者のユーザー ID を削除し使用できない状態にする等対策が行われている。ただし、パスワードの定期的な変更や、パスワードの複雑性を高める等によるパスワード漏えい防止対策は実施されておらず、またパスワード漏えい防止に対する事業団としての対策がルール化されていないため、パスワード管理への対応は各職員の意識に依存している状態である。</p> <p>したがって、システムに係るパスワードについて、パスワード漏えい防止に関する方針を策定し、パスワードの定期的な変更やパスワードの複雑性を高める等、パスワード保護の対策をとる必要がある。</p> <p>(三重県文化振興事業団) 県の事例等を参考にして、パスワードの定期的な変更など、パスワード漏洩防止に関する取扱方針を速やかに策定します。</p> <p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p>

15.	<p>業務システムユーザーIDの共有について（指摘）</p> <p>会計システム・給与システムは業務室内の一区画に専用の業務用端末が準備されそれぞれの端末にインストールされており、業務担当者の4名のみが利用できる環境にある。ただし、業務用端末利用時及びシステム利用時のユーザーIDは、業務担当者4名で同一のものが共有されている状態であったので、ユーザーIDを個人別にし、各担当者にて管理する必要がある。</p>	<p>(三重県文化振興事業団) 指摘をふまえ、平成27年9月からユーザーIDを個人別にして、各担当者で管理するよう見直しました。</p>	<p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p>
16.	<p>ソフトウェアのインストール権限について（意見）</p> <p>標準外のソフトウェア（インターネット上で公開されている無料のソフトウェアや市販のパッケージ）については、事業団に常駐する外部委託先のシステムエンジニアにより基本的に使用は控えるようにと指導されているが、現状として利用できる環境にあり、利用状態の把握も行われていない。</p> <p>ウイルス対策ソフトによってウイルスチェックが実行されているが、フリーソフト（インターネット上で公開されている無料のソフトウェア）はウイルス対策ソフトでは発見、対応できない未知のコンピューターウィルスに感染している可能性がある。</p> <p>したがって、標準外のソフトウェアを利用する際の手続を策定し、未承認のソフトウェアの利用を制限することが望ましい。</p>	<p>(三重県文化振興事業団) 県の事例等を参考にして、ソフトウェア利用に関する取扱方針を速やかに策定します。</p>	<p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p>
17.	<p>外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）</p> <p>事業団では、外部業者とのやり取りや各職員のデータ管理用に外部記録媒体（USBメモリ）が利用されているが、これら外部記録媒体は事業団にて購入した物の他、個人所有の物の利用も認められ、使用状況が管理されていなかった。</p> <p>その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウィルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。</p>	<p>(三重県文化振興事業団) 県の事例等を参考にして、外部記憶媒体の使用管理等に関する取扱方針を速やかに策定します。</p>	<p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p>
18.	<p>個人情報等を保持した機器の廃棄について（意見）</p> <p>事業団で利用している業務用端末等の情報資産はリース契約によるものが主である。リース満了時等のリース会社への返却時には情報資産内に保存されているデータの消去が行われているが、これはリース契約書にデータ消去が明記されている場合等運用上の必要がある際に事業団に常駐する外部委託先のシステムエンジニアにより実施されている作業であり、ルール化されているものではない。</p>	<p>(三重県文化振興事業団) 県の事例等を参考にして、情報資産の廃棄等に係る取扱方針を速やかに策定します。</p>	<p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p>

情報資産廃棄・返却時の手続が定められていない場合、情報資産内に保存されている消去すべきデータが消去されず、データ漏えい等のセキュリティ事故に発展する可能性があるので、情報資産廃棄・返却時の手続を定め、廃棄・返却すべき情報資産内部にデータが残存しないようにすることが望ましい。		
---	--	--

平成26年度 包括外部監査結果に対する対応結果

環境生活部

1. 三重県環境総合情報システム（行政事務処理システム）再構築業務委託

① 入札参加者への入札結果の通知について（意見）

入札参加者には「総合評価一般競争入札結果調書」により入札の結果が伝えられるが、当該調書には、順位のほか入札価格、価格評価点、技術評価点の記載しかない。落札できなかった業者にとって、評価が低かった項目を知ることは次の提案をより良いものにするために極めて有意義であると思われる。また、入札参加者が互いに切磋琢磨することで、県にとってもより良い提案を受けられるメリットが生じる。県は、入札結果についてより詳細な情報を通知し、入札参加者に對し提案内容の向上を促すことが望ましい。

今後の入札結果通知については、平成27年7月23日付け出納局長通知「平成26年度包括外部監査結果（総括的意見）への対応（保留分追加）について」に基づき、希望する入札参加者には自社分の詳細な評価結果を通知し、適切に対応します。

環境生活部
(環境生活
総務課)

2. 三重県地球温暖化防止活動推進員活動支援事業業務委託

① 委託業務の効果測定について（意見）

何らかの方法で事業全体の効果を測定し、地球温暖化防止という目的に照らして、実施している事業が適切であるか検討することが重要である。また他の地方自治体が実施している推進員活動支援事業について情報収集を行うなどして、当該業務の効果を高める事業内容の検討をすべきである。

地方自治体の役割として、地球温暖化対策に関する普及啓発は重要であるため、他の自治体に「地球温暖化防止活動推進員に関する調査」を実施しました。また、中部ブロック合同推進員研修会で他県の推進員活動について情報収集しました。これらを参考に、これまで少なかった地球温暖化防止活動推進センターのコーディネートによる出前講座を増やすことで、講座内容の充実を図ることとしています。

また、今後、地球温暖化防止や気候変動による影響に関する講座後のアンケートで、地球温暖化対策等の活動に取組む意向を示した受講者の割合を調査することとしています。

環境生活部
(地球温暖
化対策課)

3. M-EMS審査員維持研修・普及啓発業務委託

① 委託業務の効果測定について（意見）

県はM-EMSの効果について検証を実施しているが、本委託業務の効果について直接的な検証がされていない。本委託業務の性質と、委託先が一般社団法人M-EMS認証機構に限られており、新規事業の提案がされにくいくことを考えると、可能な限り直接的に、効果の検証を実施すべきであると考えられる。併せて、M-EMS認証事業所数の実績値が目標値を下回っており、本委託業務の効果が十分ではないと推測されることから、事業所数が増加するよう、本委託業務においてもより一層効果的な実施に努められたい。

平成27年8月に、他の都道府県の事業者に対する環境マネジメントシステムの普及啓発の状況や方法などの全国調査を実施しました。これらを参考に、より幅の広い事業者が参加できる説明会・構築講座を実施するなどの工夫を行うこととしています。

環境生活部
(地球温暖化対策課)

4. 平成25年度三重県留学生等支援事業業務委託

① 委託先で発生する費用の検証について（意見）

本委託業務は、事業の特殊性から県の外郭団体である公益財団法人との特命随意契約であること、また、14年間連続して同一事業者との契約であることから、今後も同様の契約が継続することが想定される。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要がある。

委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されているため、可能であれば業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、費用の検証作業に利用することがより望ましい。

これまでも前年度の実績報告の内容を検証するなどして、予定価格の設定を行ってきましたが、より精査するとともに、今後も平成27年3月31日付け出納局長通知「平成26年度包括外部監査結果（総括的意見）への対応について」に基づき適切に対応します。

環境生活部
(多文化共生課)

5. 平成25年度多言語行政生活情報提供事業業務委託

① 三重県情報提供ホームページの仕様について（意見）

ホームページ利用者構成と実際の国籍別外国人住民構成には乖離があり、現在のホームページは、想定しうる利用者に適応したものではなく、一部の外国人住民にとっては利用しづらい仕様になっていると考えられる。

三重県情報提供ホームページには、教育、就職、医療、防災、住宅等に関する情報が掲載されているが、県民にとってはいずれも重要な情報であり、国籍にかかわらず情報を入手できる仕様にすべきであるため、現在対応していない他の言語（中国語等）での掲載も行うことが望ましい。

平成27年度から、新たに中国語とフィリピン語を加えた6言語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、英語、日本語）により情報提供を行っています。

環境生活部
(多文化共生課)

② 委託先の選定方法について（指摘）	<p>本業務委託は特命随意契約になっているが、その理由について 県内事業所の保有、外国人スタッフの雇用といった明確な要件は一部存在するものの、それ以外の要件については、客観的な判断が困難なものが多く、特命随意契約とする理由に乏しいと考える。また、①で述べたとおり、三重県情報提供ホームページの対応言語の見直しを行うべきであり、そうした場合、現在の事業者では対応できない可能性がある。</p> <p>外国人住民に対する安定的な情報提供といった事業の特殊性からすると実施可能な業者は限定されることはやむを得ないが、プロポーザル方式の採用により、事業者の能力や提案内容に応じた競争性のある業者選定を行われたい。</p>	本委託業務については、平成 27 年度の契約から、企画提案コンペ方式により事業者の選定を行っています。	環境生活部 (多文化共生課)
--------------------	--	---	-------------------

6. 平成25年度外国人住民総合ヘルプデスク事業業務委託

① 委託先で発生する費用の検証について（意見）	<p>本委託業務は、企画提案コンペ方式により事業者の選定を行っているが、実際の参加者は 1 社のみであること、また、6 年間連続して同一事業者との契約であることから、今後も同様の契約が継続する可能性がある。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要がある。</p> <p>委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されているため、可能であれば業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、委託先で発生している費用の検証作業に利用することがより望ましい。</p>	<p>これまでも前年度の実績報告の内容を検証するなどして、予定価格の設定を行ってきましたが、より精査するとともに、今後も平成 27 年 3 月 31 日付け出納局長通知「平成 26 年度包括外部監査結果（総括的意見）への対応について」に基づき適切に対応します。</p>	環境生活部 (多文化共生課)
-------------------------	---	--	-------------------

7. 平成 25 年度日本語教師受入事業業務委託

① 委託先で発生する費用の検証について（意見）	<p>本委託業務は、開発途上国の日本語教師の受入業務という事業の特殊性から県の外郭団体である公益財団法人との特命随意契約であり、過去 4 年間連続して同様の契約内容であった。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要があった。</p> <p>委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されていたため、業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、委託先</p>	<p>本事業は平成 25 年度で終了しましたが、同様の委託業務を行うにあたっては、平成 27 年 3 月 31 日付け出納局長通知「平成 26 年度包括外部監査結果（総括的意見）への対応について」に基づき適切に対応します。</p>	環境生活部 (多文化共生課)
-------------------------	---	---	-------------------

で発生している費用の検証作業に利用することが望ましい。		
② 事業の効果について（意見） 本委託業務は、日本語教師の育成に一定の成果がみられたとして、平成 26 年度以降の委託契約は締結しないこととなっているが、今後の国際交流において人材を有効活用するため、これまで受入れてきた開発途上国の日本語教師の追跡調査等を引き続き実施していくことが望まれる。	これまで受入れてきた日本語教師等に対して、平成 27 年度に、大規模災害発生時に外国人住民等に提供する災害情報等の翻訳作業への協力について意向確認を行いました。 今後も引き続き、災害時の翻訳協力など、可能な範囲での人材の有効活用を行っていきます。	環境生活部 (多文化共生課)
8. 新県立博物館情報システム構築及び運用保守業務委託		
① 入札辞退の理由について（意見） 本業務委託においては、入札時に 2 者が辞退したことにより 1 者入札となった。辞退した 2 者のうち 1 者から入札辞退届が提出され辞退理由が明らかにされているが、もう 1 者の辞退理由は明らかではない。現状の県の規則では、辞退した者に対して、辞退届の提出及び辞退理由の明示を求めていないが、辞退理由は審査において 1 者入札の有効性を判断する際に重要な情報であると考えられる。また、将来の同種の業務委託において競争性を向上させるために資する情報を入手できる可能性もある。可能な限り、入札の辞退理由を審査において明示するよう努められたい。	本業務委託では、入札を辞退した 2 者のうち 1 者から入札辞退届が出され、1 者入札審査の判断材料としたところですが、今後は 1 者入札の審査及び新たな業務委託を行う場合の参考情報として活かすため、平成 27 年 3 月 17 日付け出納局長通知「『三重県物件関係 1 者入札対応について』の一部改正について」に基づき適切に対応します。	環境生活部 (総合博物館)
② サービスレベルアグリーメント協定の締結について（意見） 本業務委託では、システムの運用保守についてサービスレベルアグリーメント協定（以下、「SLA 協定」という。）が締結されることになっている。しかし、システムの運用は 2014 年 4 月に開始されているものの、SLA 協定は締結されていなかった。初めの半年間を仮運用期間とすることについては委託先と合意し、サービスレベルの水準を決めるため、サービスレベルのモニタリングを毎月実施しているとのことであるが、システムの稼働状況は安定していると思われるため、早期の協定締結は可能と思われる。県は速やかに SLA 協定を締結することが望ましい。	システムの稼働開始以来、システムの運用に則して継続的にサービスレベルの検証を行ってきましたが、その結果を受けて、協定内容の最終的な調整を図ったうえで、平成 27 年（2015 年）1 月、正式な協定を締結しました。	環境生活部 (総合博物館)

9. 新三重県立博物館警備業務委託

① 委託業務完了報告書のサイン・押印について（意見）

本業務委託においては、受託者より「受託業務完了報告書」が提出され、県の監督員が内容を確認の上、サイン・押印を行うことになっている。しかし、平成26年3月分の委託業務完了報告書を閲覧したところ、監督員のサイン・押印がなかった。また、同月の検査命令簿についても、決裁欄に監督員及び決裁者のサイン等がなく、決裁欄は空欄となっていた。履行確認については別途、決裁が行われているため、実質的には履行確認に問題はないと考えられるが、今後は委託業務完了報告書及び検査命令簿へのサイン・押印を徹底していただきたい。

当該案件については履行を確認して決裁権者の決裁も行われているものの、添付書類に押印漏れがありました。今後は、平成27年3月31日付け出納局長通知「平成26年度包括外部監査結果（総括的意見）への対応について」に基づき適切に対応します。

環境生活部
(総合博物館)

なお、現在、履行確認を行う際には、必要な添付書類の適切な事務処理を行うよう徹底し、複数名によるチェックを行っています。

10. 新三重県立博物館展示製作及び施工業務委託

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本業務委託の予定価格の積算は、前年度に行われた設計業務委託の成果物に基づいており、当該設計業務を受注した株式会社トータルメディア開発研究所が、引き続き本業務委託を落札している。

本業務委託の積算を県が単独で行うことは困難であったことから設計業務の外部委託はやむを得ない面もあるが、やはり予定価格を推測しうる業者が入札に参加することは本来あるべき姿ではない。県は今回の積算資料や入札者が提出した内訳書を分析し、類似の業務が今後発生する場合には県が独自で積算できるよう、ノウハウを蓄積していただきたい。

博物館の展示製作および施行業務の特殊性から、独自積算までは難しいものの、今後は平成27年3月31日付け出納局長通知「平成26年度包括外部監査結果（総括的意見）への対応について」に基づき適切に対応します。

環境生活部
(総合博物館)

なお、今回の設計内容を記録・分析することにより、外部委託した設計成果の確認・修正を行うため、入札額と設計額の差異を確認しました。

② 予定価格における管理費等の積算について（意見）

本業務委託の予定価格のうち設計業務の対象外の部分は県が独自に積算している。県の積算方法は合理性があると思われるが、各入札者の入札額と予定価格がかい離する傾向にあり、直接費の価格圧縮が難しいことから各入札者が政策的に諸経費部分の圧縮を目指したか、あるいは予定価格が実勢価格に合っていない可能性がある。県は、今回の内訳表の分析を行い、管理費等の積算をより高い精度で行うことができるよう努められたい。

博物館の展示製作および施行業務は、全国的にみても、建築・土木事業に比して業務事例が僅かであるため、共通的な積算根拠となるべき管理費等の基準がありませんが、今後は平成27年3月31日付け出納局長通知「平成26年度包括外部監査結果（総括的意見）への対応について」に基づき適切に対応します。

環境生活部
(総合博物館)

なお、今回の設計内容と入札額を比較・分析することにより、積算の根拠となる考え方を構築するデータとするため、入札額と設計額の差異を確認しました。

10 各種審議会等の審議状況について
 (平成27年11月24日～平成28年2月17日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	平成28年1月25日
3 委員	会長 駒田 美弘 副会長 青木 民夫、矢倉 政則 他27名
4 質問事項	(1) 三重県廃棄物処理計画の策定について (2) 三重県環境影響評価条例の一部改正のあり方について (3) 四日市市内山町地内産業廃棄物不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画（案）について (4) 第8次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について
5 調査審議結果	質問事項（1）～（3）については、審議され、平成28年1月28日に答申が行われた。 質問事項（4）については、「水質総量削減部会」を設置し、専門的な調査検討を進めていくこととなった。 なお、「環境影響評価部会」および「廃棄物処理計画部会」は、廃止となった。
6 備考	次回開催日、今後の予定：未定

2 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成28年2月16日
3 委員	委員長 田中 勝 委員 北見 宏介、佐脇 敦子、西川 源誌、藤倉 まなみ
4 質問事項	桑名市源十郎新田事案の検証（第2次）
5 調査審議結果	当該事案に関する三重県の取組状況について検証をした。
6 備考	次回開催日：平成28年6月24日 今後の予定：審議結果について取りまとめ、平成28年7月に答申予定。

3 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成27年12月 2日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉 加代子 委員 高倉 一紀 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成27年度取組方針に基づく事業進捗状況等について協議、意見交換が行われた。
6 備考	平成28年3月4日に開催し、事業進捗状況及び次年度事業等について協議、意見交換が行われた。

4 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成27年12月25日
3 委員	会長 太田 清久 副会長 塚田 森生 他18名
4 諮問事項	(仮称) 松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	環境影響評価法第3条の3に基づく配慮書について、事業者から説明を受け、配慮書に記載された内容について審議された。
6 備考	審議結果について取りまとめ、平成28年1月28日に答申が行われた。

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成28年1月22日
3 委員	会長 太田 清久 副会長 塚田 森生 他18名
4 諮問事項	(仮称) 都市計画道路 鈴鹿亀山道路に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	環境影響評価法第5条に基づく方法書について、都市計画決定権者から説明を受け、方法書に記載された内容について審議された。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：審議結果について取りまとめ、平成28年3月に答申予定。

5 三重県公害審査会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会
2 開催年月日	平成28年1月13日
3 委員	会長 向山 富雄 会長代理 平井 克幸 他11名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	新委員就任に伴う会長・会長代理の選出並びに委員への公害紛争処理制度の概要及び公害紛争処理事例の説明を行った。
6 備考	次回開催日、今後の予定：未定

6 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成28年2月1日
3 委員	会長 松井 真理子 委員 界外 直樹 他18名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（仮称）」の最終案について審議し、承認された。
6 備考	次回開催日、今後の予定：未定

7 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	平成27年12月15日、平成28年2月9日
3 委員	会長 小川 真里子 副会長 山川 和義 委員 伊藤 公則 他17名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の平成26年度実施状況に対する評価について審議が行われ、中間評価として取りまとめられた。 また、男女共同参画に関する知事への提言について審議が行われ、「男女共同参画の推進に関する提言」として取りまとめられた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：未定

8 三重県交通安全対策会議

1 審議会等の名称	三重県交通安全対策会議
2 開催年月日	平成27年12月25日
3 委員	会長：鈴木 英敬 三重県知事 会長代理：高沖 芳寿 環境生活部長 委員：河合 基晴 他15名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「第10次三重県交通安全計画」素案及び「第2次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」素案の検討を行い、承認された。
6 備考	次回開催日：平成28年7月頃

9 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	平成28年2月17日
3 委員	会長 西川 幸城 副会長 小田 奈緒美 委員 飯田 幸雄 他11名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成27年度における主要施策の実施状況について審議が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：平成28年7月頃

10 三重県環境審議会 廃棄物処理計画部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会廃棄物処理計画部会
2 開催年月日	平成28年1月18日
3 委員	部会長 酒井 俊典 委員 太田 清久 他7名
4 諮問事項	三重県廃棄物処理計画の策定について
5 調査審議結果	三重県廃棄物処理計画最終案について審議が行われた。
6 備考	平成28年1月25日、三重県環境審議会に報告し、当部会については廃止となった。